



事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る  
施設基準の届出について（周知）

令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出等に係る取扱いについては、「令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課医務連絡）により示したところである。

今般、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等について、別添のとおり整理したことから、貴管下の保険医療機関等への周知等に活用されたい。

なお、令和 8 年度診療報酬改定以前にベースアップ評価料に係る届出を行っており、引き続き令和 8 年 6 月 1 日以降もベースアップ評価料を算定する保険医療機関等であっても、施設基準において求められる内容が変更されていることから、令和 8 年 6 月 1 日までに改めてベースアップ評価料の届出を行う必要があることに留意されたい。

掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)